

川崎市競争入札参加者選定規程の 一部改正について意見を募集します

1 意見の募集

川崎市では、現在、川崎市競争入札参加者選定規程に規定する等級区分及び発注標準金額について、見直しを検討しています。

等級区分及び発注標準金額を見直すに当たり、改正の基本的な考え方や見直しの内容について、市民の皆様の御意見を伺うものです。

- (1) 募集期間 令和7年11月20日（木）～ 令和7年12月22日（月）まで
- (2) 閲覧場所 川崎市ホームページ、各区役所（市政資料コーナー）
情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）
川崎市財政局資産管理部契約課（川崎市役所本庁舎16階）
- (3) 提出方法 御意見は次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 電子メール（専用フォーム）
市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信
 - イ 郵送又は持参
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市財政局資産管理部契約課（川崎市役所本庁舎16階）
 - ウ FAX
FAX番号 044-200-9901

【注意事項】

- 意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。（別添「意見書」を御活用頂いても結構です。）
- 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。

2 工事の発注における等級区分の見直し及び等級区分に対応する発注標準金額の見直しについて

現在本市では、工事において競争入札参加資格審査申請の申請者の数が多い業種については、等級区分を定め、入札参加資格としているところです。等級区分は、各々発注標準金額を定め、原則、工事の規模（予定価格）に応じた等級区分への発注を行っております。

公共工事を取り巻く状況は、社会情勢等の変化に起因した資材単価や労務単価等の高騰による工事費の上昇や、令和6年における、持続可能な建設業の実現と、そのために必要な担い手の確保を目的とした担い手3法の改正等、大きく変化しております。

これらの状況で、社会情勢等を踏まえた入札参加資格を設定し、本市発注工事の品質の向上を図るため、等級区分や発注標準金額の見直しを行います。見直しの内容は次のとおりです。なお、見直し後の等級区分及び発注標準金額による発注は、令和9年度契約となる案件から行う予定です。

(1) 各業種の等級区分に対応する発注標準金額の見直しについて

近年の資材単価や労務費の高騰等や発注状況を加味し、各業種の等級区分に対応する発注標準金額の見直しを行います。現在の等級区分とそれらに対応する発注標準金額は、別紙1のとおりです。

(2) 業種「水道施設」の等級区分の見直しについて

業種「水道施設」については、現在、3等級（A・B・C）で設定しておりますが、近年の登録事業者数や発注状況も加味し、4等級（A・B・C・D）の設定への変更を行う予定です。

3 物品の等級区分の廃止について

現在本市では、物品（製造請負契約・物件の買入れ契約等）においては、有資格者における等級区分（「A・B・C」のランク）ごとに、発注の目安となる発注標準金額を定め、等級区分に応じて参加できる入札案件の規模や種類を示しています。

しかしながら、インターネットの普及や技術革新、物流網の整備により、従業員数や資本金、財務状況を基に算出した等級区分によって事業者の適正な受注能力を判断することは困難な状況となっており、自治体側で一律に参加制限を設ける必要性が薄れたため、令和9年度契約となる案件から「物品」の区分における有資格者の等級区分及び等級区分に応じた発注標準金額を廃止する予定です。現在の等級区分とそれらに対応する発注標準金額は、別紙2のとおりです。

4 川崎市競争入札参加者選定規程の一部改正について

上記2及び3を踏まえ、川崎市競争入札参加者選定規程の一部を変更する予定です。
変更の対象となる箇所は次のとおりです。

別表第3（第3条、第6条関係）

1 工事請負契約

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

別紙 1

業種	等級	発注標準金額
土木工事	A	7,000 万円以上
	B	2,500 万円以上 7,000 万円未満
	C	1,200 万円以上 2,500 万円未満
	D	1,200 万円未満
下水道管きょ工事	A	8,000 万円以上
	B	3,500 万円以上 8,000 万円未満
	C	800 万円以上 3,500 万円未満
	D	800 万円未満
舗装工事	A	3,500 万円以上
	B	1,200 万円以上 3,500 万円未満
	C	1,200 万円未満
建築工事	A	3 億 5,000 万円以上
	B	8,000 万円以上 3 億 5,000 万円未満
	C	1,500 万円以上 8,000 万円未満
	D	1,500 万円未満
電気工事	A	6,000 万円以上
	B	1,800 万円以上 6,000 万円未満
	C	1,800 万円未満
空調衛生工事	A	6,000 万円以上
	B	1,800 万円以上 6,000 万円未満
	C	1,800 万円未満
水道施設工事	A	9,000 万円以上
	B	3,000 万円以上 9,000 万円未満
	C	3,000 万円未満
その他の工事	等級区分なし。	

別紙 2

業種	等級	発注標準金額
回収資材売払	等級区分なし。	
回収資材売払以外の 製造請負・物件買入れ 等	A	1,500 万円以上
	A、B	500 万円以上 1,500 万円未満
	A、B、C	500 万円未満